**校　長　岡本　泰宜**

**令和３年度　学校経営計画及び学校評価**

１　めざす学校像

|  |
| --- |
| １　児童・生徒一人ひとりを大切にする教育を進めるとともに、自立と社会参加を可能にする力を養い、個に応じた進路実現を図ることにより、　　　保護者や地域から信頼される学校をめざす。２　障がいの重度化、多様化に対応した障がい理解と専門性向上に基づく全校的な指導体制を充実させるとともに、南河内地域の支援教育の拠点として地域課題の解決に取り組む。 |

２　中期的目標

|  |
| --- |
| １　新型コロナウイルス感染症に係る対応（１）子どもの安全・安心の確保　　　　・学校生活における様々な場面での感染症対策を継続し、子どもの安全・安心の確保に努める。　　　　・学校において感染が確認された際に適切に対応できる体制を構築する。　　　　・「新しい生活様式」を取り入れた学校生活等、これまでと違う環境のなかで様々なストレスにさらされている児童・生徒の心身の状況把握に努め、　　　　　　必要に応じて保護者や専門家、関係機関と連携しながら支援する。（２）学びの保障　　　　・学習指導要領等の趣旨を踏まえてカリキュラム・マネジメントを充実させ、感染症対策を継続して「主体的・対話的で深い学び」の実現に努める。　　　　・新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識と理解を深める学習やいじめを起こさないための集団づくり等により、偏見や差別を許さない人権が尊重された教育を推進する。２　個に応じた教育活動の推進と専門性の向上（１）一人ひとりのニーズに対応した指導の充実・「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の活用をさらに推進し、教育活動の充実を図る。　（２）卒業後の自立と社会参加に向けたキャリア教育の充実　　　　　・卒業後の自立と社会参加に向けて、児童生徒の将来を見据えた小学部・中学部からのキャリア教育を推進する。・各市町村の関係機関等と連携して進路指導の充実をさらに進める。・PTA進路委員会との連携充実に努める。（PTA進路委員会主催の学習会や進路見学会を３回以上実施する。）（H30:５回 R1:５回 R2:１回）　　　　（３）児童生徒指導の充実・児童生徒の多様化に対応できる全校的な指導体制を充実させ、自己実現をめざして自己肯定感を高める指導を行う。・児童生徒の個に応じた指導の充実に向け、学校医や臨床心理士等の医療福祉専門家、関係機関等との連携の充実を図る。（４）支援教育に関する専門性の向上　　　　・発達障がいや愛着障がいのある児童生徒の指導においても、アセスメント、指導内容・方法の充実に努め、知的障がい支援学校としての専門性の向上を図る。（専門性向上研修を３回以上実施する。）（H30:６回 R1:６回 R2:４回）・初任期教員の資質・能力を向上させる取組みを進める。　３　地域と連携した安全、安心で魅力ある学校づくり（１）地域連携・地域の小中学校や高校との交流及び共同学習の充実を図り、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。　　　　・地域の関係団体・グループとの連携を深め、教育コミュニティづくりを推進する。　　　　・防災対策PTを継続し、保護者や校区内各市町村、放課後等デイサービス各事業所等と連携して南海トラフ地震等の自然災害への対策を進める。（２）南河内地域の支援教育力の向上・校区内の市町村教育委員会や地域の小中学校・高等学校及び保育園、幼稚園、子ども園等と連携し、学校行事や交流及び共同学習、研修会、連絡協議会等を通して障がいのある児童生徒の理解を深め、地域の支援教育力の向上に努める。・南河内地域の支援教育の拠点として、地域の支援学校や支援学級担当者と協力して府の地域支援整備事業を推進する。　　　（３）教育と福祉の連携　　　・地域における児童生徒の生活を充実させるため、市町村や障がい児入所施設、子ども家庭センター等の福祉関係機関、障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の労働機関、放課後等デイサービス等の事業所等との連携をさらに進める。４　学校運営（１）各学部の教員の交流や情報共有を進め、協働性、同僚性の高い教員集団を形成する。（２）学校運営協議会の意見や学校教育自己診断結果を真摯に受け止め、学校評価に積極的に活用して教育活動の改善に努める。（３）安全安心な学校づくりをめざして、アレルギー管理や個人情報管理、安全衛生等に全校的に取り組む。（４）PTA活動を推進する。（５）働き方改革の推進・全校一斉退庁日の取組みを継続し、学校休業日を設定するなど、年次休暇の取得を促進する。　　　　・会議資料の事前配布や内容精選等を進め、会議の効率化を図るとともに、各部署の業務見直しや効率化に努める。　　　　・自家用自動車による公務出張の校内規定を継続し、出張業務の効率化と旅費予算支出の縮減に努める。 |

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

|  |  |
| --- | --- |
| 学校教育自己診断の結果と分析［令和　年　月実施分］ | 学校運営協議会からの意見 |
|   |  |

３　本年度の取組内容及び自己評価

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 中期的目標 | 今年度の重点目標 | 具体的な取組計画・内容 | 評価指標[R２年度値] | 自己評価 |
| １．新型コロナウイルス感染症に係る対応 | (1)子どもの安全・安心の確保(2)学びの保障 | (1)ア 学校生活における様々な場面における感染症対策を継続し、教育活動の持続性確保および教育水準の低下を防ぐ。イ 学校で感染が確認された際に適切に対応できる体制を構築する。ウ 「新しい生活様式」を取り入れた学校生活等で様々なストレスにさらされる児童・生徒の心身の状況把握に努め、必要に応じて保護者や専門家、関係機関と連携して支援する。(2)ア 感染症対策を継続し、学習指導要領等の趣旨を踏まえて「主体的・対話的で深い学び」の実現に努める。イ 新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識と理解を深める学習やいじめを起こさないための集団づくり等により、偏見や差別を許さない人権が尊重された教育を推進する。 | (1)ア・スクールサポートスタッフや学習支援員を配置し、教員の負担を軽減する。・通学バス乗務員との連絡会を毎月開催する。イ 企画会議（管理職、首席、指導教諭等）が中心となり、迅速に対応する。ウ　子ども家庭センター、スクールカウンセラー等と連携して相談支援を行う。(2)ア・公開授業や研究授業等を充実させる。・学校教育自己診断「子どもが楽しくいきいきと授業に取り組んでいる」の肯定率[88.8%]を昨年度以上にする。　・ICT活用公開授業の教員評価アンケート（４段階評価）の肯定的回答を95%以上にする。イ 学校教育自己診断の「人権」「いじめ」に関する項目の肯定的評価を前年度以上とする。[人権尊重の姿勢 85.7%][いじめのない集団づくり81.6%] |  |
| ２．個に応じた指導の充実と専門性の向上 | (1) 一人ひとりのニーズに対応した指導の充実ア「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用を推進し、教育活動を充実させる。イICTを活用した取組みの推進(2)キャリア教育の充実　ア 小中学部からのキャリア教育の充実イ 進路指導の充実ウ PTA進路委員会との連携充実  | (1)ア「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の有効活用を進め、教育活動のさらなる充実を図る。イ 1人1台端末の導入に伴い、ICTを活用した授業改善を進める。(2)ア 「個別の教育支援計画」に応じた児童生徒のキャリア支援を検討し、小中学部段階からのキャリア教育を充実させる。イ 各市町村の関係機関等と連携して進路指導の充実をさらに進める。ウ PTA進路委員会と連携し、進路指導の充実を進める。 | (1)ア・学校教育自己診断（保護者用）「学校は『個別の教育支援計画』と『個別の指導計画』に基づいた指導を行っている」の肯定率[93.9%]を昨年度以上にする。　・学校教育自己診断（教員用）「教育活動全般にわたる評価を行い、次年度計画に生かしている。」の肯定率を昨年度[93.3%]以上にする。　・学校教育自己診断の「学校は保護者が授業を参観する機会を多く設けている。」　　の肯定率を昨年度[68.9%]以上にする。イ ICT活用授業の教員評価アンケートの肯定評価を昨年度[96%]以上にする。(2)ア 小中学部段階から卒業学年を中心にキャリア教育を充実させる。イ 学校主催の「福祉懇談会」に参加する関係機関数を昨年度[17]以上にする。ウ PTA進路委員会主催の学習会や見学会を３回以上開催する。 | 　 |
| ２．個に応じた指導の充実と専門性の向上 | (3)児童生徒指導の充実ア 自己肯定感を高める指導についての校内研修を実施する。イ 校医や臨床心理士等との連携を強化する。(4)支援教育に関する専門性の向上ア 知的障がい支援学校としての専門性の向上イ 初任期の教員の資質・能力の向上を図る。 | (3)ア・日常の教育活動や学校行事（運動会、学習発表会、作品展等）で児童生徒が積極的に取り組み、成功体験を積むことにより自己肯定感を高める指導、支援を進める。イ・精神科校医や臨床心理士等による教育相談を継続し、個に応じた指導の充実を図る。・福祉人材活用事業(PT・ST)を継続し、個に応じた指導の充実を図る。(4)ア・外部講師による研修により、知的障がい教育の専門性向上に努める。イ・初任者の研究授業を行い、授業力向上を図る。・初任期教員にメンター役教員を同じクラス担任に配置するなど、OJTを進める。 |  (3)ア・学校教育自己診断の「学校行事は児童生徒が積極的に参加できるよう工夫されている」の『よくあてはまる』を昨年度[58.9%]以上にする。イ・精神科校医や臨床心理士等による教育相談をそれぞれ６回以上実施する。　・福祉人材活用事業(PT・ST)による相談実績を昨年度[27回]以上にする。(4)ア・外部講師による専門性向上研修を１,２学期に３回以上実施する。イ・２学期以降に初任者全員の研究授業および研究協議を行う。　・メンタルヘルスチェックの「上司、同僚によるサポート」を昨年度[上司7.8、同僚8.9]以上にする。 |  |
| ３．地域と連携した安全、安心で魅力ある学校づくり | （1）地域連携ア 地域の小中学校との交流及び共同学習を充実させ、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に努める。イ 地域の関係団体・グループとの連携を深め、教育コミュニティづくりを推進する。ウ 南海トラフ地震等の自然災害への防災対策を進める。(2) 南河内地域の支援教育力の向上ア 相談対応による地域の支援教育力の向上を図る。イ 府の地域支援整備事業の推進　(3) 教育と福祉の連携ア 児童生徒の地域生活を充実させる。 | （1）ア 富田林市立東條小学校、富田林市立金剛中学校との交流活動を実施し、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に努める。イ 府の教育コミュニティづくり推進事業を活用し、教育コミュニティづくりを推進する。ウ 防災対策PTを設置し、府の防災アドバイザー派遣事業を活用して全校的に取組みを進める。(2) ア 市町村の教育委員会やリーディングチームと連携して相談対応や研修、連絡会議等を行い、地域の支援教育力の向上に努める。イ 事業の企画運営に参画し、主体的に推進する。(3)ア・地域の福祉関係会議(自立支援協議会、障がい者施策推進協議会等)に参加し、地域での生活支援について情報共有し、協働体制を構築する。・放課後デイサービスとの連携を充実させる。 | (1) ア・児童生徒の交流会を各２回以上実施する。・教員間交流(授業研究等)も実施する。　イ・学校支援コーディネーターの活動回数を昨年度[70回]程度にする。・地域ボランティアの協力により、環境整備活動や読書活動等の学校支援活動を昨年度[36回]程度実施する。　・在校生や卒業生の休日活動や長期休業中の活動を10回以上実施する。　・PTAと連携して家庭教育支援の取組みをこれまでと同様に (R1:２ R2:０回)継続する。ウ・自然災害を想定した各種訓練（火災避難、地震避難、防犯避難等）を各1回実施する。・PTAや地域ボランティアと連携して　防災炊き出し訓練を実施する。(2) ア・相談対応の回数を昨年度[41回]程度にする。　・就学相談の回数を昨年度[26回]程度にする。イ 事業の企画運営会議への参加を昨年度 [17回] 程度にする。(3)ア・地域の福祉関係会議への参加を昨年度 [21回] 程度にする。・放課後デイサービス各事業所との連携会議を各学期に開催する。 | 　　　　  　 |
| ４．学校運営 | (1) 協働性、同僚性の高い教員集団を形成する。(2) 外部評価を真摯に受け止め、教育活動の改善に努める。(3) 安全安心な学校をめざして、安全衛生、アレルギー管理、個人情報の保護等に取り組む。(4) PTA活動の推進(5)働き方改革の推進ア 全校一斉退庁日の取組み継続と学校休業日設定イ 授業研究、教材研究の時間確保ウ 各学部業務の縮減と効率化 | 1. 各学部の教員の交流、情報共有を進め、協働性、同僚性の高い教員集団を形成する。
2. 学校運営協議会の意見や学校教育自己診断結果を真摯に受け止め、教育活動の改善に努める。

(3)・安全衛生委員会を中心に安全衛生管理を行う。・アレルギー管理委員会を中心に食品アレルギー等の管理を行う。・個人情報管理委員会を中心に個人情報の管理を行う。　(4) PTA活動を推進し、全校への広報を進めるとともに学校および地域と連携して児童生徒の活動充実と家庭教育力の向上をめざす。(5) ア 全校一斉退庁日の取組みをさらに進めるとともに、年次休暇取得を促進する。イ 会議資料の事前配布と内容精選等を進め、授業研究、教材研究の時間を確保する。ウ 各学部においても業務の見直しを進め、全体の業務量縮減と効率化に取り組む。 | 1. 教員間の報連相を高めることにより、メンタルヘルスチェックの分析結果「職場のサポート」「健康リスク」を昨年度[R2:職場89、健康89]以下にする。

(2)・学校運営協議会からの意見や提言に基づく取組みや学校教育自己診断（2学期）の結果に対する課題解決策を検討する。　 ・学校教育自己診断（保護者）回収率を　　 昨年度[53.4%]以上にする。　(3)・安全衛生委員会を毎月開催し、安全衛生管理を継続する。　 ・アレルギー管理委員会を毎月開催し、事案防止に努める。・個人情報管理委員会を毎月開催し、事案防止に努める。(4)学校教育自己診断の「PTA活動に対する肯定的評価」を一昨年度 [R1:86.5%]以上とする。(5) ア・毎週金曜日を全校一斉退庁日とする。　・夏季、冬季、春季休業中等での年休取得を促進する。イ・各種会議の内容精選と事前資料配布等により、会議の効率化を図る。ウ 業務に必要な電子データを共有し、活用することによって業務の効率化を図る。 |  　  　 　　　　　　　　 |